

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第7章 財政 (2)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

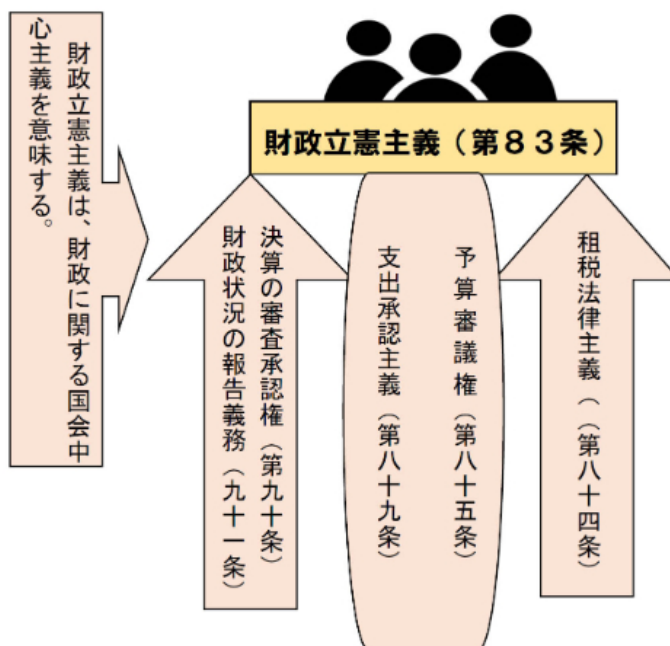
外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第7章 財政 (2)



日本国憲法第八十四条 【 課税 】

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件よることを必要とする。

概要説明

租税法律主義の原則と言われ、課税対象や税率及び手続等について明確に法で規定し、その適用も厳格になされなければならないと規定しています。

租税の賦課徴収を、国民の代表である国会の議決する法律によらなければならないとし、民主的な統制を及ぼしています。

なお、行政通達による課税は、「通達の内容が法の正しい解釈に合致するものである以上、違憲ではない」としています。

(最判昭33.3.28：パチンコ遊器事件)

※「行政通達」：行政官庁がその所管の機関や職員に対して、抽象的な法律の解釈や裁量権行使の基準等を文書で通知し、行政活動の指針とすること。

語句説明

①租 税・・・国または地方公共団体が、必要な経費にあてるために、国民から強制的に取り立てる収入。税金。

②現 行・・・現在、世に行なわれていること。特に法律などが、現在施行されていること。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

傾聴

語り部スキル

>>一覧へ戻る

🔍 キーワード検索はこちら

📍 サイトマップ 📄 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.